

令和 8 年度糸魚川市国民健康保険診療所 特別会計予算

令和 8 年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 228,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 診療収入		113,960
	1 外来収入	113,210
	2 諸検査収入	750
2 介護保険収入		440
	1 介護保険収入	440
3 使用料及び手数料		180
	1 手数料	180
4 繰入金		102,543
	1 他会計繰入金	102,543
5 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
6 諸収入		9,477
	1 受託事業収入	9,352
	2 雑入	125
歳 入	合 計	228,600

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		81,778
	1 施設管理費	81,778
2 医業費		82,595
	1 医業費	82,595
3 公債費		63,227
	1 公債費	63,227
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	228,600